

# 福岡ダイハツ販売株式会社(公取協会員)に対し、 公正取引委員会が下請法違反で「勧告」

## － 下請事業者に対し、代車を無償で提供させる－

公正取引委員会は、2025年11月27日付で、福岡ダイハツ販売株式会社(公取協会員)が、自動車の板金塗装等の修理業務を委託している下請事業者に対し、代車を無償提供されることで、下請事業者の利益を不当に害していたとし、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)の規定に違反する事実が認められたことから、同社に対し勧告を行いました。

なお、公正取引委員会は、同様の違反行為を行っていたとして、本年4月24日付で、株式会社スズキ自販大分(公取協会員)に対しても、勧告を行っています。

### ＜勧告の相手方＞

名 称	福岡ダイハツ販売株式会社
所 在 地	福岡市博多区東比恵四丁目10番11号
代 表 者	代表取締役 内山 邦彦
資 本 金	5000万円

### ＜勧告の概要＞

- (1)遅くとも令和4年8月から令和7年4月まで、自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、下請事業者に対し、合計76台の自動車を自己のために無償で提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた(下請事業者24名)。
- (2)前記(1)の行為により下請事業者が被った不利益の額は、総額1739万5598円。なお、この不利益の額は、カーリースにより賃借した自動車を提供する場合のリース料金、任意保険の料金及び軽自動車税の額、カーローンにより購入した自動車を提供する場合の任意保険の料金、軽自動車税及び自動車の償却費並びに自社が所有する自動車を提供する場合の自賠責保険の料金、任意保険の料金、軽自動車税、自動車重量税、車検費用、自動車の償却費及びその他経費の額の合計である。
- (3)同社は、令和7年9月25日までに、下請事業者に対し、前記(2)の額を支払っている。

○「勧告」の詳細については、以下の公正取引委員会ホームページをご覧ください。

福岡ダイハツ販売株式会社(2025年11月27日付)

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/nov/251127\\_kyuusyu\\_shitauke.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/nov/251127_kyuusyu_shitauke.html)

株式会社スズキ自販大分(2025年4月24日付)

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250424\\_kyuusyu\\_shitauke.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250424_kyuusyu_shitauke.html)

会員各社におかれましては、このような、下請法に違反する行為を行うことのないよう、改めて社内における周知徹底をお願いいたします。

この件に関するお問い合わせは…

一般社団法人自動車公正取引協議会 業務本部 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112